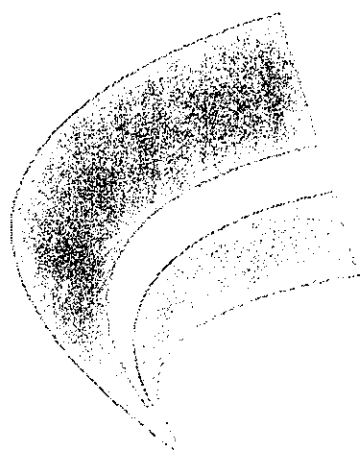


令和5年度 教育委員会

(第5回定例会)

開催日 令和5年8月3日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和5年度8月定例教育委員会会議日程

日 時 令和5年8月3日(木)午後2時開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302・303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(8月議事録：久保田委員、中島委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
 - 議案第8号
笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例について
 - 議案第9号
笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則について
 - 議案第10号
笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和5年9月1日(金)
午後2時～ 市民窓口館 302・303 会議室

議案第8号（8月）

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市条例第 100 号)(平成 16 年 笛吹市条例第 101 号) 笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例
趣旨 目的	博物館法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。
概要	<p>1 博物館条例</p> <p>(1) 博物館法の一部改正に伴い、同法からの引用箇所を改める。</p> <p>(2) 接続詞を改める(及び→又は)。</p> <p>2 青楓美術館条例</p> <p>(1) 博物館法の一部改正に伴い、同法からの引用箇所を改める。</p> <p>(2) 観覧料又は特別観覧料の減免及び還付の権限者を、教育委員会から市長に改める。</p> <p>(3) 使用料は発生しないため、削る。</p>
経過	<p>令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行された。</p> <p>また、市長に属する権限が教育委員会の権限として規定されていたため、改めることとする。</p> <p>その他字句等の改正を行うこととする。</p>
関係 法令	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)
予算 措置	<p>笛吹市博物館管理運営事業</p> <p>令和 5 年度当初予算 8,296 千円</p>
その 他	なし

議案第 号

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部改正について
笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

笛吹市条例第 号

笛吹市博物館条例及び笛吹市青楓美術館条例の一部を改正する条例

(笛吹市博物館条例の一部改正)

第1条 笛吹市博物館条例(平成16年笛吹市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「及び」を「又は」に改める。

第12条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(笛吹市青楓美術館条例の一部改正)

第2条 笛吹市青楓美術館条例(平成16年笛吹市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第9条中「教育委員会」を「市長」に、「使用料、観覧料、特別観覧料等」を「観覧料及び特別観覧料」に改める。

第10条中「観覧料、特別観覧料等」を「観覧料及び特別観覧料」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

博物館法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、本改正案を提出する理由である。

【第1条関係】 笛吹市博物館条例(平成16年笛吹市条例第100号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(観覧料及び使用料)</p> <p>第8条 笛吹市春日居郷土館(以下「郷土館」という。)が展示する資料を観覧しようとする者又は郷土館の施設及び設備を利用する者は、別表の観覧料又は使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、博物館に笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(観覧料及び使用料)</p> <p>第8条 笛吹市春日居郷土館(以下「郷土館」という。)が展示する資料を観覧しようとする者又は郷土館の施設及び設備を利用する者は、別表の観覧料及び使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営協議会)</p> <p>第12条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、博物館に笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>2～5 (略)</p>

【第2条関係】 笛吹市青楓美術館条例(平成16年笛吹市条例第101号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(観覧料等の減免) 第9条 <u>市長</u> が特別の理由があると認められる場合は、<u>観覧料及び特別観覧料</u>を減額し、又は免除することができる。 (観覧料等の不還付) 第10条 既納の<u>観覧料及び特別観覧料</u>は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (美術館運営協議会) 第11条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、<u>笛吹市美術館運営協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 (略)</p>	<p>(観覧料等の減免) 第9条 <u>教育委員会</u>が特別の理由があると認められる場合は、<u>使用料、観覧料、特別観覧料等</u>を減額し、又は免除することができる。 (観覧料等の不還付) 第10条 既納の<u>観覧料、特別観覧料等</u>は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (美術館運営協議会) 第11条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、<u>笛吹市美術館運営協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 (略)</p>

議案第9号（8月）

笛吹市博物館条例施行規則の一部
を改正する規則について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 20 号) 笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市博物館における減免又は還付の権限者を、館長から市長に改める等の改正を行う。
概要	春日居郷土館の観覧料等の減免及び還付の権限者を、館長から市長に改める。 また、条例の引用箇所にはずれが生じているため、改める。
経過	令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたため、条例を改正する必要が生じた。これにより、条例施行規則を確認したところ、市長に属する権限が館長の権限として規定されていたため、様式を含め、改正を行うこととする。 また、条例の引用箇所についても、ずれが生じている箇所を改めることとする。
関係 法令	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号) 笛吹市博物館条例(笛吹市条例第 100 号)
予算 措置	笛吹市博物館管理運営事業 令和 5 年度当初予算 8,296 千円
その 他	なし

笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市博物館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号、第2項第2号及び第3項並びに第6条第1項第3号及び第2項中「館長」を「市長」に改める。

第15条第1項中「第12条第4項」を「第12条第5項」に改める。

第17条中「関係職員」を「館長」に改める。

様式第3号中「笛吹市 郷土館長」を「笛吹市長」に改める。

様式第4号中「第 号」を削り、「笛吹市 郷土館長」を「笛吹市長」に改める。

様式第5号中「笛吹市 郷土館長」を「笛吹市長」に、

「※印欄には記入しないでください。

観覧券又は現金領収書を添付してください。」を「観覧券又は現金領収書を添付してください。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市博物館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第20号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第5条 条例第9条の規定により、観覧料を減免することのできる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市豊が特別の理由があると認めるとき 市豊が必要と認める額</p> <p>2 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することのできる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市豊が特別の理由があると認めるとき 市豊が必要と認める額</p> <p>3 前2項の規定により、観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、博物館観覧料減免申請書(様式第3号)又は博物館使用料減免申請書(様式第4号)を市豊に提出しなければならない。 (観覧料及び使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第10条の規定により、観覧料及び使用料を還付することのできる特別の理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市豊が特別の理由があると認めるとき。</p>	<p>第5条 条例第9条の規定により、観覧料を減免することのできる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、館豊が特別の理由があると認めるとき 館豊が必要と認める額</p> <p>2 条例第9条の規定により、使用料を減額し、又は免除することのできる特別の理由及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、館豊が特別の理由があると認めるとき 館豊が必要と認める額</p> <p>3 前2項の規定により、観覧料又は使用料の減免を受けようとする者は、博物館観覧料減免申請書(様式第3号)又は博物館使用料減免申請書(様式第4号)を館豊に提出しなければならない。 (観覧料及び使用料の還付)</p> <p>第6条 条例第10条の規定により、観覧料及び使用料を還付することのできる特別の理由は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、館豊が特別の理由があると認めるとき。</p>

<p>2 観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、博物館観覧料(使用料)還付申請書(様式第5号)に観覧券又は現金領収書を添えて<u>市</u>に提出しなければならぬ。 (会長及び副会長)</p> <p>第15条 条例第12条第5項の規定に基づき、笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。</p> <p>2・3 (略) (資料の提出の要求)</p> <p>第17条 協議会は、その所掌事務を行うために必要があると認めるときは、<u>館長</u> に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。</p>	<p>2 観覧料又は使用料の還付を受けようとする者は、博物館観覧料(使用料)還付申請書(様式第5号)に観覧券又は現金領収書を添えて<u>館</u>に提出しなければならぬ。 (会長及び副会長)</p> <p>第15条 条例第12条第4項の規定に基づき、笛吹市博物館運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長及び副会長各1人を置き、協議会の委員(以下「委員」という。)の互選によってこれを定める。</p> <p>2・3 (略) (資料の提出の要求)</p> <p>第17条 協議会は、その所掌事務を行うために必要があると認めるときは、<u>関係職員</u> に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。</p>
--	--

(新)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館観覧料減免申請書

春日居郷土館観覧料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第1項及び第3項の規定により減免を申請します。

- 1 観覧施設名
- 2 観覧年月日
- 3 観覧人員
- 4 減免の理由(該当事項に○をつける)
 - ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
 - ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
 - ・その他(具体的に記述すること)

(旧)

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 郷土館長 様

申請者

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館観覧料減免申請書

春日居郷土館観覧料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第1項及び第3項の規定により減免を申請します。

- 1 観覧施設名
- 2 観覧年月日
- 3 観覧人員
- 4 減免の理由(該当事項に○をつける)
 - ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
 - ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
 - ・その他(具体的に記述すること)

(新)

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館使用料減免申請書

春日居郷土館使用料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第2項及び第3項の規定により減免を申請します。

- 1 使用施設名
- 2 使用年月日
- 3 使用人員
- 4 減免の理由(該当事項に○をつける)
 - ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
 - ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
 - ・その他(具体的に記述すること)

(旧)

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 郷土館長 様

申請者

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館使用料減免申請書

春日居郷土館使用料について、笛吹市博物館条例施行規則第5条第2項及び第3項の規定により減免を申請します。

- 1 使用施設名
- 2 使用年月日
- 3 使用人員
- 4 減免の理由(該当事項に○をつける)
 - ・市内に所在する小中学校又は保育所で行う活動のため
 - ・市内に所在する団体が行う公共性の高い事業のため
 - ・その他(具体的に記述すること)

(新)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館観覧料(使用料)還付申請書

春日居郷土館観覧料(使用料)について、笛吹市博物館条例施行規則第6条の規定により観覧料(使用料)を還付して下さるよう申請します。

観覧料(使用料)還付の理由
既納の観覧料(使用料)
還付申請する金額
備考

注意) 観覧券又は現金領収書を添付してください。

(旧)

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者

(団体にあっては団体名及び代表者氏名)

住 所

氏 名

電話番号

博物館観覧料(使用料)還付申請書

春日居郷土館観覧料(使用料)について、笛吹市博物館条例施行規則第6条の規定により観覧料(使用料)を還付して下さるよう申請します。

観覧料(使用料)還付の理由
既納の観覧料(使用料)
還付申請する金額
備考

注意) ※印欄には記入しないでください。

観覧券又は現金領収書を添付してください。

議案第10号（8月）

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部
を改正する規則について

文化財課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 21 号) 笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	笛吹市青楓美術館における減免又は還付の権限者を、館長から市長に改める等の改正を行う。
概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 青楓美術館の観覧料等の減免及び還付の権限者を、館長から市長に改める。 2 使用料は発生しないため、削る。 3 減免規定について、字句を改める。また、減免できる者として、身体障害者手帳の保持者並びに生活扶助及び教育扶助の受給者を追加する。 4 条例の引用箇所になずれが生じているため、改める。
経過	<p>令和 4 年 4 月 15 日に博物館法の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 24 号)が公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたため、条例を改正する必要が生じた。これにより、条例施行規則を確認したところ、市長に属する権限が館長の権限として規定されていたため、様式を含め、改正を行うこととし、減免についても見直すこととした。</p> <p>また、条例の引用箇所についても、ずれが生じている箇所を改めることとする。</p>
関係 法令	博物館法(昭和 26 年法律第 285 号) 笛吹市青楓美術館条例(笛吹市条例第 101 号)
予算 措置	笛吹市博物館管理運営事業 令和 5 年度当初予算 4,137 千円
その他	なし

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市青楓美術館条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市青楓美術館施行規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「規定による」の次に「特別観覧の承認を受けようとする者は、」を加える。

第 8 条第 1 項中「使用料、観覧料、特別観覧料等」を「観覧料又は特別観覧料(以下「観覧料等」という。)」に、「免除の」を「減免の」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧するとき 条例別表第 1 に定める額の全額

第 8 条第 1 項第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に、「館長」を「市長」に、「使用料、観覧料又は特別観覧料」を「観覧料等」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助又は教育扶助を受けている者で、関係官公庁が発行した証明書を有するものが観覧するとき 条例別表第 1 に定める額の全額

第 8 条第 2 項中「前項第 3 号に該当する者を除き使用料、観覧料、特別観覧料の免除(以下「免除」という。)」を「前項の規定による観覧料等の減免」に、「観覧料等免除申請書」を「観覧料等減免申請書」に、「館長」を「市長」に改め、同条第 3 項中「館長」を「市長」に「免除を」を「減免を」に、「観覧料等免除承認書」を「観覧料等減免承認書」に改め、同条第 4 項を削る。

第 10 条中「第 11 条第 5 項」を「第 11 条第 6 項」に改める。

様式第 4 号中「観覧料等免除申請書」を「観覧料等減免申請書」に、「使用料、観覧料、特別観覧料」

「観覧料、特別観覧料」に改め、

第 号 年 月 日					
上記のとおり承認してよろしいか。					
館 長	長				起 案 者

削る。

様式第5号中「観覧料等免除承認書」を「観覧料等減免承認書」に、「
 館長」を「市長」に、「
 特別観覧料」

「
 特別観覧料」に、「免除を」を「減免を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

笛吹市青楓美術館条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第21号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(特別観覧の承認)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の規定による<u>特別観覧の承認を受けようとする者は、特別観覧申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料等の減免)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により、<u>観覧料又は特別観覧料(以下「観覧料等」という。)</u>を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、<u>減免の額は当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者が観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額</u></p> <p>(3) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助又は教育扶助を受けている者で、関係官公庁が発行した証明書を有するものが観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 観覧料等</u>のうち<u>市長が相当と認める額</u></p> <p>2 <u>前項の規定による観覧料等の減免</u>を受けようとする者は、あらかじめ<u>観覧料等</u></p>	<p>(特別観覧の承認)</p> <p>第6条 条例第7条第1項の規定による<u>特別観覧の承認を受けようとする者は、特別観覧申請書(様式第2号)を館長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(観覧料等の減免)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により、<u>使用料、観覧料、特別観覧料等</u>を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、<u>免除の額は当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市内に居住する身体障害者で障害程度4級以上のものが観覧するとき 条例別表第1に定める額の2分の1に相当する額</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 使用料、観覧料又は特別観覧料のうち館長が相当と認める額</u></p> <p>2 <u>前項第3号に該当する者を除き使用料、観覧料、特別観覧料の免除(以下「免除」という。)</u>を受けようとする者は、あらかじめ<u>観覧料等</u></p>

<p>減免申請書(様式第4号)を市に提出し、その承認を受けなければなら ない。</p> <p>3 市は、前項の規定により減免を承認したときは、当該申請書に対 し、観覧料等減免承認書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>(美術館運営協議会)</p> <p>第10条 条例第11条第6項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以 下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>免除申請書(様式第4号)を館に提出し、その承認を受けなければなら ない。</p> <p>3 館は、前項の規定により免除を承認したときは、当該申請書に対 し、観覧料等免除承認書(様式第5号)を交付するものとする。</p> <p>4 第1項第3号に該当する者の確認は、身体障害者手帳により行うもの とする。</p> <p>(美術館運営協議会)</p> <p>第10条 条例第11条第5項の規定に基づき、笛吹市美術館運営協議会(以 下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
--	---

(新)

様式第4号(第8条関係)

<u>規費料等減免申請書</u>		年 月 日
釜谷市 様	所在地 学校名(団体名) 代表者 (電話)	
次のとおり <u>規費料</u> <u>特別規費料</u> の減免を承認されるよう申請します。		
申請の理由及び利用内容		
日	時 分	年 月 日 時 分 まで
人	員	
責任者氏名		
年度	金額	円
_____ _____ _____		
_____	_____	_____
_____	_____	_____

注 太枠線内のみ記入してください。

(旧)

様式第4号(第8条関係)

<u>規費料等減免申請書</u>		年 月 日
釜谷市 <u>宮城美術館</u> 様	所在地 学校名(団体名) 代表者 (電話)	
次のとおり <u>規費料</u> <u>特別規費料</u> <u>使用料</u> の減免を承認されるよう申請します。		
申請の理由及び利用内容		
日	時 分	年 月 日 時 分 まで
人	員	
責任者氏名		
年度	金額	円
_____ _____ _____		
_____	_____	_____
_____	_____	_____

上記のとおり承認してほしいか。

注 太枠線内のみ記入してください。

(新)

様式第5号(第8条関係)

観覧料等減免承認書 第 年 月 日 号 日 様 箇区市長 印	
次のとおり 観覧料 特別観覧料 の減免を承認します。 使用料 観覧料 特別観覧料	
承認の内容	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
人 員	
責任者名	
金額	円
注意事項	

(旧)

様式第5号(第8条関係)

観覧料等免除承認書 第 年 月 日 号 日 様 箇区市長 印	
次のとおり 観覧料 特別観覧料 の免除を承認します。 使用料 観覧料 特別観覧料	
承認の内容	
日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
人 員	
責任者名	
金額	円
注意事項	